

L3スイッチ一式賃貸借契約に係る仕様書

1 調達概要

(1) 調達物品及び数量

L3 スwitch 一式

(2) 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで(60箇月)

(3) 納入場所

大分県が指定するデータセンター

(4) 機器の基本要件

ハードウェア:「L3 スwitch」 2台 (例示品: Cisco 社 Catalyst9300)

① 256Gbps 以上のスイッチファブリックを実装するボックス型の L3 スwitch 製品であること。

② 190.47Mpps 以上のパケット処理能力を有すること。

③ スタック機能を有し、複数台のスイッチと連携し、論理的に1台のスイッチとして動作すること。

④ スタック帯域幅は 480Gbps 以上であること。

⑤ 2 台のスタックに必要な部材を装備すること。

⑥ 以下の機能を有すること。

(ア) IEEE802.1Q VLAN Tagging に準拠していること。

(イ) IEEE802.1D に準拠したスパニングツリー機能を有すること。

(ウ) IEEE802.1w に準拠した高速スパニングツリー機能を有すること。

(エ) IEEE802.1s に準拠した多重スパニングツリー機能を有すること。

(オ) IEEE802.1x に準拠した認証機能を有すること。

(カ) IEEE 802.3ad Link Aggregation 機能を有すること。

(キ) IP ルーティング機能を有すること。

(ク) 仮想ルータ機能(VRF)を有すること。

(ケ) SNMP による MIB 情報取得機能を有し、遠隔監視、遠隔設定が可能なこと。

⑦ MAC アドレスの総数は 32,000 以上であること。

⑧ IPv4 ルートの総数 32,000 以上であること。

⑨ VLAN ID の総数は 4,094 以上であること。

⑩ スwitch 仮想インタフェース(SVI) 総数は 1,000 以上であること。

⑪ スタックあたりのルーテッドポートの総数は 448 以上であること。

⑫ ルーティングプロトコルとして、Static, RIPv1/v2, RIPv6, EIGRP stub に対応していること。

⑬ ルーティングプロトコルとして、OSPF, EIGRP, BGPv4, IS-ISv4 に対応していること。

⑭ RoHS 指令準拠のこと。

⑮ 周辺温度 -5℃～45℃の範囲で正常稼働すること。

⑯ イーサネット 10/100/1000 を 48 ポート以上実装していること。

⑰ 1 台あたり、10GBASE-SR ポートを 4 ポート以上実装していること。

⑱ 公表している MTBF 値が、305,870 時間以上であること。

⑲ 製品導入後 5 年間の先出しセンドバックサービスによる製品保証を含むこと。先出しセンドバックサービスについては、故障が判明次第、代替機を当日又は翌営業日に出荷すること。

⑳ ラック(河村電器産業㈱製 ROF41-1019W)に搭載が可能であること。

㉑ 大分県が指定するラック(河村電器産業㈱製 ROF41-1019W)に搭載が可能であること。

2 作業概要

機器の納品にあたっては、既存環境を熟知したうえで、下記のとおり機器の設置作業を実施すること。なお、本設置作業に伴う一切の経費等は、本調達費用に含めること。また、構築作業は令和8年2月28(土)までに完了すること。

ア 機器の搬入・設置

上記1(4)の機器を大分県が指定するデータセンターへ搬入し、教育庁ラック内の指定位置に設置すること。

イ LAN接続

上記1(4)の機器をLANケーブルで接続すること。同様に既存機器を移設した場合もLANケーブルで再度接続すること。なお、接続に必要なケーブル類及び配線作業に関わる経費も本調達費用に含めること。

ウ 電源接続

機器を電源に接続すること。電源は既存のものを利用すること。

エ その他

既設システム(サーバ・ネットワーク機器等)の変更が必要な場合は、最新の注意を払い、相互接続性を保証すること。

3 保守業務

保守業者は、機器が常に完全な機能を保つように、対象の機器等の保守作業を行うこと。また、大分県が別途委託している大分教育ネットワーク運用保守業務委託業者と連携し保守を実施すること。

(1) 保守対象及び内容

ア 保守対象

上記1(4)に掲げる機器とする。

※賃貸借期間中は保守部品を確保すること。

イ 保守内容

- ①障害箇所の特定及び原因除去のための適切な対処
- ②障害回復後の正常動作確認
- ③障害対応状況・結果報告
- ④各部調整
- ⑤大分県が指示した設定の追加及び変更作業
- ⑥ユーザ取扱いに起因する障害の場合、予防のためのユーザ指導・助言

(2) 業務の時間

大分県の勤務時間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く午前8時30分から午後5時15分)を原則とする。

ただし、障害の内容を考慮し大分県が必要と判断した場合は、上記以外でも対応すること。

(3) 保守の対応期間及び場所等

保守の対応期間及び場所等については、原則として次のとおりとする。

ア 対応期間及び場所

保守は、原則として大分県の職員が保守業者に対して連絡を行ってから概ね2時間以内に対応を行うこと。

ただし、障害発生後24時間以内に障害回復の見込みが立たない場合については、大分県と協議のうえ、代替機を設置し、故障機を引き取って保守業者が保有する作業場で保守作業を行うことができること。

代替機を設置した場合は、代替機の設置及び保守対象機器設置時の代替機の引き取

りをしなければならないものとする。

イ 保守体制図等の作成

保守体制図及び業務フローを作成し、大分県に提出すること。(様式は任意)

(4) 報告期限等

大分県に対し、速やかに障害の速報を通知するとともに障害への対応状況を逐次報告すること。また、障害回復後速やかに対応結果報告書を大分県に提出すること。

(5) 保守業務経費

保守業務経費とは、窓口対応に要した経費、故障した機器等の原形復旧に要する部品・機材・修繕・設定等の経費、現地対応のための往復交通費、その他保守業務を実施するために要する一切の経費をいう。

4 機器の回収

賃貸借期間が満了した場合や契約解除が行われた場合は、機器を回収すること。

※回収とは、撤去から運送(荷造りを含む。)までの一連の作業をいう。

5 データ消去

回収した機器の内蔵磁気ディスクのデータを米国国立標準技術研究所(NIST800-88r1)による3回以上の書込みにより消去すること。データ消去作業が完了した場合は、別紙「ハードディスクドライブのデータ消去作業完了報告書」を作成して、大分県へ提出すること。

6 その他

機器の設置に係る経費や保守業務経費など本仕様書で記載する業務に係る経費は全て計上し、賃貸借料に含めること。